公　　示　　日：2023 年 11 月 22 日（水）
調達管理番号：23a00725
国　　名：フィリピン
担 当 部 署：社会基盤部運輸交通グループ第一チーム
調 達 件 名：フィリピン国バンサモロ地域インフラ事業マネジメント能力向上プロジェクト詳細計画策定調査（道路改善・維持管理／能力向上計画）
適用される契約約款：
・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付等

（１）担当業務　：道路改善・維持管理／能力向上計画
（２）格　付　　：3 号
（３）業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

（１）全体期間：2024 年 1 月中旬から 2024 年 2 月下旬
（２）業務人月：1.40
（※業務人月のうち、ミンダナオ島派遣期間は 0.60 人月を想定。ミンダナオ島への渡航回数の上限は 1 回で残る現地業務期間はマニラでの調査日程とする）
（３）業務日数：

準備業務	現地業務	整理業務
7 日	21 日	7 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

（１） 簡易プロポーザル提出部数：1 部
（２） 見 積 書 提 出 部 数：1 部
（３） 提　　出　　期　　限：2023 年 12 月 6 日（水）（12 時まで）
（４） 提　　出　　方　　法：電子データのみ

✧　専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

✧　提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023 年 10 月）」の「別添資料 11　業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出５営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

✧ 評価結果の通知：2023 年 12 月 15 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

✧　評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載（https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：

① 業務実施の基本方針 26 点

② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

（２） 業務従事者の経験能力等：

① 類似業務の経験 35 点

② 対象国・地域での業務経験 7 点

③ 語学力 14 点

④ その他学位、資格等 14 点

（計 100 点）

類似業務経験の分野	道路維持管理分野での能力向上にかかる各種業務
対象国及び類似地域	フィリピン及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

（１） 参加資格のない社等：特になし

（２） 必 要 予 防 接 種：特になし

6. 業務の背景

フィリピン共和国バンサモロ自治区（Bangsamoro Autonomous Region in Muslim Mindanao、以下「BARMM」）は、長年の紛争によるインフラ投資の不足等が影響し、同国内で開発が最も遅れた地域である。BARMM における平和と安定の維持は、地政学的に当該地域・国のみならず東南アジア全体の平和と安定に寄与することから、地域住民の社会経済活動に必要なインフラ開発を通じた貧困撲滅や格差の是正を平和の配当として早期に実現し、2014 年以降の和平を定着させることが極めて重要かつ急務である。

道路インフラに関しては、BARMM 内にある約 10,000km の道路網のうち、中央政府の管理する国道約 1,000km を除いた 9,000km は地方自治体（Local Government Unit、以下「LGU」)の管理道路となっており、BARMM 内広域道路ネットワークから農村と都市を繋ぐ”Farm to Market Road”に至るまで、BARMM 内の均衡のとれた経済発展のために高い重要性を持つが、BARMM 内の道路舗装率は約４割に止まっているなど（国道を除く）、道路ネットワ

ークの整備が進んでいない。また、国道以外の道路区分としては Provincial Road、Municipal Road、Barangay Road 等で構成されており、バンサモロ暫定自治政府（Bangsamoro Transition Authority。以下「BTA」）公共事業省(Ministry of Public Works、以下「MPW」) が整備・管理を所掌する道路は特定されていない。

そのため、現在 MPW は LGU の要望を受けて Barangay と呼ばれる最小単位自治体の管理道路の改良工事等の代行を行うにとどまり、貧弱な幹線道路ネットワーク改善は進展していない。こうした問題は、同自治区の早期の復旧・復興における障壁ともなっている。

MPW は 2019 年 2 月の設立以降、同自治区内の道路ネットワーク計画策定、既存道路改良の促進、等を必要な施策と挙げており、特に「連結性改善のためのミッシングリンク解消（経済・社会発展に資する区間、特に港湾や空港等物流上の要衝の接続）」および「Local Road の舗装改良」を重要戦略として位置付けている（Provincial Road の約 51%、Municipal Road の約 65%が未舗装道路となっている）。

このように自治区内の道路整備は地域の経済発展を通じた和平の定着に重要な役割を期待されているが、MPW は、道路インベントリーおよび計画から事業化に至る業務サイクルの未整備、人材不足、技術力の不足、所管する幹線道路の未指定等の様々な課題に直面しており、BARMM 全体のネットワーク整備・維持管理を行う体制、能力基盤が脆弱な状況にある。かかる状況を踏まえ、フィリピン国政府より BARMM/MPW の道路ネットワーク整備・維持管理に係る能力向上を目的とした本プロジェクトの要請が接到したもの。

今回実施する詳細計画策定調査では、本プロジェクトの計画策定に向けて、カウンターパートとの協議や追加の情報収集を行い、実施体制、成果と活動等のプロジェクト内容を確認・協議し、プロジェクトに係る合意文書の策定を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議･調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（１） 準備業務（2024 年 1 月中旬～2024 年 1 月下旬）

① 要請書・関連報告書等の資料･情報の収集･分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。

② フィリピン側関係機関に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前にJICAに提出する。

③ プロジェクトのPDM(Project Design Matrix)案､PO(Plan of Operations)案の担当分野関連部分を検討する。

④ 対処方針会議等に参加する。

（２）現地業務（2024年1月下旬～2024年2月中旬）

① JICAフィリピン事務所等との打合せにより、現地調査時の留意事項等を確認する。

② フィリピン側関係機関との協議にて、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、対処方針案に基づき協議、情報収集等を実施する。

③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、担当分野に係る情報･資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。

ア） マニラでのDepartment of Public Works and Highways (DPWH)における協議においては、次の点を確認する。

・過去の技プロ案件（道路・橋梁の建設・維持に係る品質管理向上プロジェクト（フェーズI～III））でDPWH用に作成したマニュアルをベースとして、本プロジェクトにてMPW用マニュアルを作成することに係る支障の有無。

・バンサモロ地域では、国道をDPWH、州道を州政府、市道を市が管理している一方でMPWが管理を所掌する道路を持たない状況を踏まえ、MPWが管理する新たな道路区分の導入に係る検討の可能性。

イ） MPWでの道路改善・維持管理に関する業務実施状況、課題等を把握する。

(a)業務実施の概要（対象道路、計画策定状況、施工実績、関係機関（DPWH、地方自治政府等）との連携状況等）を確認する。特に以下の点に留意する。

・現在は MPW が所掌する道路区分が設定されていない中で、どのように道路改善・維持管理に係る業務を計画・実施しているか実態を把握する。

・MPW が所掌する道路区分として”Regional Road”の導入も検討中との情報があるので、この検討状況等を確認する。

・施工実績については、工事種別、施工方法別（直営か民間発注）、地域事務所別等で適宜分類して状況把握する。

(b) バンサモロ包括的能力向上プロジェクト（2016 年）で整備した中期道路整備計画やその他の道路整備計画（あれば）に基づく道路整備状況を確認する。

(c) 同プロジェクトで整備した道路インベンリー・データベースの管理・活用状況を踏まえ、機能改修やデータ更新の必要性を確認する。

(d) 道路改善・維持管理業務に関連した標準業務フロー、業務マニュアルの整備状況等を確認する。

(e) 道路改善・維持管理に従事する MPW 技術者の技術レベル、業務実施上の技術的な課題（優先的な能力向上が必要な事項等）を把握する。コタバトだけでなく、地方（マギンダナオ州或いはラナオ州）の District Engineering Office 及び道路補修現場）の状況も確認する。（地方視察に際しての安全対策は、JICA の安全対策措置に従う。）

ウ） 上記ア）での調査結果を踏まえ、MPW における実施体制や業務フローの改善、技術系職員の能力向上における課題と対応案を整理する。

エ） プロジェクト活動としてパイロット事業の実施等が想定される場合、邦人関係者の現場での活動制約を踏まえ、活用可能な現地コンサルタント等の情報収集を行う。

④プロジェクトでの活動計画案を検討する。具体的には以下のとおり。

ア） MPW における道路維持管理に係るデータベースの更新の必要性、実施範囲、実施方法等、

イ） MPW の道路改善・維持管理サイクルの改善のための活動計画案

ウ） 道路改善・維持管理に係る MPW 技術者の能力向上のための活動計

画案

⑤ プロジェクトの活動に係る協議に参加し、支援する。

⑥ 担当分野に係る PDM 案、PO 案、M/M 案の作成に協力する。

⑦ 担当分野に係る現地調査結果を JICA フィリピン事務所等に報告する。

なお、コンサルタント団員による先行調査期間においては、2回程度（各週の金曜日）、官団員との間での進捗状況の共有、団内打合せのためのオンラインミーティングを実施する。

（３）整理業務（2024 年 2 月中旬～2024 年 2 月下旬）

① 事前評価表（案）作成に協力する。

② PDM 案、PO 案、R/D（Record of Discussions）案の作成に協力する。

③ 帰国報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（１）業務完了報告書（和文 3 部）

2024 年 2 月 27 日（火）までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を添付し、電子データをもって提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023 年 10 月）」（以下同じ）の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料２　報酬単価表」を参照願います。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html

留意点は以下のとおりです。

（１）報酬単価

紛争影響地域と通常地域での業務人月にそれぞれの単価をかけて合計する形で計上ください。

【例】３号、業務人月 5.22、うち紛争影響地域 2.00 であれば、以下の通りとなります。

１．報酬総額

紛争影響地域分 3,160 千円／月×2.00 人月=6,320 千円

通常地域分 2,251 千円×3.22 人月（全体の人月から紛争影響地域分人月を差し引いた値）＋1,622 千円=8,870,220 円

合計 15,190,220 円

（２）戦争特約保険料

災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html を参照願います。

（３）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇔マニラ⇔コタバト市（一連のチケットとして購入）を標準とします。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は 2024 年 1 月 28 日～2 月 17 日を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 2 週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア） 総括（JICA）

イ） 協力企画（JICA）

ウ） 道路改善・維持管理／能力向上計画（本コンサルタント）

エ） 評価分析（JICA が別途契約するコンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA フィリピン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア） 空 港 送 迎：あり

イ） 宿 舎 手 配：あり

ウ） 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することもあります。）

エ） 通 訳 傭 上：なし

オ） 現地日程のアレンジ：JICA がアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ） 執務スペースの提供：なし

（２） 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部運輸交通グループ第一チームから配付しますので、imgtr@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・要請TOR

・フィリピン国道路・橋梁の建設・維持に係る品質管理向上プロジェクト（フェーズII）にて作成した道路整備・維持管理ガイドブック

・MPW組織図他の関連情報

② 本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。

・フィリピン国 バンサモロ包括的能力向上プロジェクト (開発計画策定) ファイナルレポート

https://libopac.jica.go.jp/images/report/12253613.pdf

・Comprehensive capacity development project for the Bangsamoro development plan for the Bangsamoro : final report ; Sector report 2.

https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000026061.html

・Bangsamoro infrastructure needs survey in the Republic of the Philippines : final report

https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000039921.html

・フィリピン国道路・橋梁の建設・維持管理に係る品質向上プロジェクトに関連する調査報告書
https://www.jica.go.jp/oda/project/0600935/index.html
・フィリピン国道路・橋梁の建設・維持管理に係る品質向上プロジェクトフェーズIIに関連する調査報告書
https://www.jica.go.jp/oda/project/1000183/index.html
・フィリピン国道路・橋梁の建設・維持管理に係る品質向上プロジェクトフェーズIIIに関連する調査報告書
https://www.jica.go.jp/oda/project/1500434/index.html

③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア）配付資料：「独立行政法人国際協力機構　サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」

イ）配付依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本　文　：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（３）その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA フィリピン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。

また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」(http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④ 発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。

⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。

以上